

オ. 利用者に対してお願いすること

- 1)発熱者や体調の悪い方は参加しないよう注意喚起を行いました。
- 2)窓の開閉、換気設備の運転などにより、十分な換気を行い、適宜、参加者への手洗い
や手指消毒等を励行することとします。咳エチケットを守り、各自感染予防に努めま
した。
- 3)会議室等を利用する場合に、感染リスクを抑えるため、利用時間の短縮や人の密集、
対面での接触の機会をつくらないよう配慮しました。利用者が、上記事項に従わない
場合は、利用の中止等を求めることがありますと注意事項を伝えました。

(10) 防災業務

ア. 消防法の摘要

さとらんどセンターは延床面積 3849.5 m²、さとらんど交流館は延床面積 1993.0 m²で、いずれも消防法第 17 条第 1 項により、施行令第 6 条別表第 1(15)項に掲げる防火対象物に指定されており、消防用設備等を設置し、維持しなければならない法的義務があります。

この消防用設備等は、消防法第 17 条第 3 項第 3 号により消防設備士等の有資格者に点検させ、その結果を所轄消防署長に報告する必要があります。また、消防法第 8 条により政令で定める資格を有する者のうちから、この防火対象物の防火管理業務を行う防火管理者を選任して、消防計画の作成、消防訓練の実施、火気の使用に関する監督など防火管理業務を担当させる必要があります。そのため、消防計画を施設の現状にあわせて策定し、対応します。

イ. 消防法への対応計画

1)防火管理者の選任と消防計画書の提出

上記の消防法の要求事項を満たすため、当コンソーシアムは、甲種防火管理者の有資格者を防火管理者に選任して消防計画を作成し、東消防署への届出を行いました。

2)消防訓練の実施

消防計画に基づき、スタッフ全員による自衛消防隊を編成し、毎年 4 月には通報・避難誘導の教育訓練を、11 月には東消防署に届出を行って出火を想定した 119 番通報、避難誘導、屋内消火栓の放水、訓練用消火器による消火を含む総合訓練を東消防署・消防用設備保守点検業務受託業者の指導のもと実施いたしました。

現在は、通報並びに消防署指導は緊急出動過多により実施しておりません。

3)消防設備点検の実施

消防用設備等の点検は専門の委託業者と契約し、消火器・消火栓などの消火設備、煙感知器・熱感知器などの火災報知設備、放送設備や非常誘導灯などの避難誘導設備に関する点検に関し、毎年 6 月には機能点検及び総合点検を、11 月には機能点検をそれぞれ実施して、総合点検結果を東消防署に毎年報告します。

4)地下タンクの点検

さとらんどセンターには、容量 6,000 ℓ の地下タンクが、さとらんど交流館には 2,000 ℓ の地下タンクがあります。消防法では 3 年に 1 回漏えい検査を実施することとなっていますが、当コンソーシアムは、専門業者へ再委託を行い、毎年の重油タンク清掃と隔年の気密漏えい検査を実施し、万全を期します。

5)少量危険物貯蔵庫の届出

消防法を遵守した園内維持管理用の定数燃料を保管するための少量危険物貯蔵取扱所設置届を提出します。

ウ. 防災訓練・安全講習計画

- 1)さとらんどでの事故及び災害発生時において誘発される事態を予測し、対応・行動イメージをシミュレーションすることができるよう、災害時対応フロー、緊急連絡体制、緊急時連絡網、緊急時対応手順書を備えます。
- 2)危機管理に対する人材教育により、対応能力の向上を図ります。危機に関する知識や対処法を習得するための研修や、図上訓練を通じて危機に対する想定能力の向上を図り、危機の未然防止対策や二次災害、被害を最小限にとどめる対応能力を養います。
- 3)使用する作業機械の適正な取扱いや、脚立等を用いた高所作業などスタッフの担当する作業内容に応じた安全訓練を実施いたしました。
- 4)通年スタッフには AED の操作方法を含む普通救命講習を順次受講させ、修了したスタッフについては、毎年再教育を行います。
- 5)台風等の災害発生を想定した緊急時対応教育及び消防訓練を行いました。

エ. 緊急時の対応方針

当コンソーシアムでは、危機管理対策・対応を、「予防・未然防止対策」、「初動処置・対応」、「再発防止・対応改善対策」の 3 段階に分け、各段階において個別具体の対策を行います。

「予防・未然防止対策」としては、敷地内のほか、施設にまで影響が及ぶおそれのある周辺地域を含め、想定される様々な事故・災害を未然に察知し、発生予防・被害抑制の対策を施します。万が一、事故・災害等が発生した場合には、「初動処置・対応」により、迅速かつ的確に対応することによって被害を最小限にとどめます。事故・災害等の発生後には、「再発防止・対応改善対策」により、その発生原因や課題を抽出し、改善方を講じることとしました。

オ. リスクに対する考え方

今後も起こりうる事態に備え、地域社会に貢献するために、事業継続計画の手法を取り入れるとともに、当グループの総力を結集し、通信（NTT 東日本）、電気（北海道電力）、ガス（北海道ガス）、水道（札幌市）の 4 大ライフラインを統合した札幌市の防災拠点となる災害対策プラン策定のお手伝いをいたします。

策定した対応方針がスムーズに実行されるためには、OJT 教育による訓練が不可欠との考えから、年に 1 回以上テーマを決めて対応訓練を実施します。

東日本大震災における被災者受入れ施設での対応実績やノウハウを生かし、対応・準備で更に多くの防災への役割を果たします。

カ. 有事の際の対応方法と手順等

実際の緊急時においては、限られた人数に対して多く要求が発生します。

そこで連携対応訓練として「設備管理」「警備」「清掃」各業務担当者と合同で、「避難所の設営」「来場者の誘導」「仮設電源の設置」「非常用備品の移動・配布」など、より実践的な訓練を専門機関の協力を得て実施し、業務担当者間の連携強化とスタッフのスキルアップを図ります。

キ. 防災業務の役割分担と防災訓練

災害・事故発生の際の対応は、災害時対応フローに沿って行うこととし、緊急時連絡網によって迅速な連絡を行い、対応します。

また、夜間などにスタッフが迅速に参集できる体制を整えるため、携帯電話の連絡網による参集連絡体制を構築しました。このほか、交通障害を伴う大規模な災害においては、さとらんどスタッフが直ちに参集できない事態も想定される場合は、さとらんどと比較的近くに居住する職員が参集し、災害等の対応を行う体制としました。

(11) 事故予防・災害抑制対策

ア. 巡回点検等による早期発見・改修

- 1) 日常の巡回点検においては、建物や四阿等の休憩施設、遊具等の設置工作物の状態を確認し、破損箇所・異常箇所の早期発見に努めました。
- 2) 遊具等の精密点検は、融雪後(4月)及び夏休み期間前(7月)の2回、遊具点検有資格者により実施し、利用者の安全確保に努めるほか、スタッフによる週1回の定期点検を実施しました。
- 3) 破損や異常について修理・改修が可能な場合は直ちに行い、大規模な改修等が必要な場合は札幌市に報告・協議し、必要に応じて使用禁止・立入禁止とし、利用者の安全の確保と利用方法について周知しました。
- 4) 台風による強風や地震発生時、また降雪等による被災を最小限に抑えるため、施設の状況把握に努め、危険箇所の早期発見を心掛け巡回を行いました。
- 5) 施設内で不審物を発見した場合には、札幌市や管轄警察署・消防署に直ちに連絡し、適正に対処します。

イ. 連絡体制の確立

- 1) 札幌市、近隣病院、管轄の警察署・消防署、電気・水道などの関係機関や修理関連事業者のほか、横浜植木で管理する他公園・施設のスタッフに対し、迅速な連絡・支援要請を行うための緊急時連絡体制を作成し、スタッフに周知しました。
- 2) 大規模な事故及び災害発生時には、携帯電話の連絡網や電子メール配信によりスタッフが迅速に参集し、対応できるようリストを作成しました。

ウ. 情報収集と共有

- 1) さとらんど及び周辺で発生する可能性のある事故・傷病として、園路・階段等での利用者の転倒・転落、施設火災発生による火傷等、地震や強風等の影響による転倒・転落、木の枝等の落下物による被災のほか、高病原性ウイルスによる感染症の発生などを想定して注意喚起や事前のシミュレーションをスタッフで共有しました。
- 2) 園内及び建物などで想定される危険についての情報を掲載したハザードマップを作成するための準備を進めました。
- 3) 横浜植木が管理する他の公園でヒヤリ・ハット事例集も共有・活用し、維持管理作業や利用者への案内等に反映させ、安全・安心な園内利用の促進を行いました。
- 4) 台風や洪水など、時間の経過とともに災害発生や被災予測が可能な事態に対しては、気象情報、札幌市危機管理対策室からの発信情報、国土交通省の川の防災情報、東区や周辺地域が発する情報等を収集し、台風の進路や丘珠藤木川・雁来新川・篠路新川の増水状況等を把握し、施設に及ぶ被害を最小限にとどめる対策を講じます。
- 5) 札幌市危機管理対策室が発行する「札幌市 洪水ハザードマップ」のほか、国土交通省札幌開発建設部が公開(最新 H29.3.7) している洪水浸水想定区域図に基づき、被害を受ける可能性があるとして想定される箇所等を把握し、あらかじめ全スタッフのほか、ホームページを通じて利用者や近隣住民に周知し、危機意識の共有を図りました。また、遊水地となっている広場についても周知します。
- 6) 園内でも感染の可能性がある鳥インフルエンザやエキノコックス症等の情報については、札幌市と連携し、ミーティング、園内掲示板、ホームページ等を通じてスタッフ、利用者、市民へ情報を発信を行いました。
- 7) 業務中の熱中症予防対策として、危険が予想される日には、携帯型熱中症計を活用したスタッフへの安全対策を講じるとともに、施設利用者へは園内放送で警戒情報を発信しました。

エ. 諸機材の配備と補償

- 1) AED をさとらんどセンター・さとらんど交流館・パークゴルフ場クラブハウスに設置するほか、担架・消火器・救護備品等を配備しました。
利用者には備品の設置場所や保管場所、緊急連絡先としてさとらんどセンターの電話番号を掲示し、スタッフや利用者が迅速な処置対応ができるよう周知しました。
- 2) 災害時のための備蓄品等
台風、地震などの災害に備え、必要となる資材等を次のとおり確保しました。(土のう、ラジオ、LED 懐中電灯、拡声器、セーフティコーン、ロープ等)
- 3) 万が一の損害賠償などに備え、施設や第三者への賠償責任保険、自動車総合保険に加入しました。
- 4) さとらんどは広域避難場所及び大規模な火事の際の指定緊急避難場所に指定されているため、飲料メーカーのコカ・コーラと調整し、防災用飲料水の設置・備蓄をしました。
- 5) 飲料水を常備します。
- 6) 事故・災害発生時の対応方法として緊急連絡先を掲示し、スタッフへ共有しました。

オ. 初動処置・対応

1) 救護・処置

- ①負傷者や病人が発生した場合に、その救護を第一に考え、スタッフが応急措置を行います。また必要に応じて救急指定病院や消防署への通報と病院への搬送補助を行い、家族等へ連絡します。
- ②警報等が発令され、災害の発生が想定される場合には、災害時対応フローに基づき、「災害対策本部」を設置し、関係各所への連絡および各社本部等への応援要請を行い、迅速に対応します。
- ③高病原性ウイルスによる感染症などの流行が予想される際には、手指の消毒用薬剤を建物入口、トイレ等に配備するほか、多人数が接触するドアノブ・トイレ等の消毒に努めます。またスタッフ用のマスク、ゴム手袋を備えます。
- ④ドクターヘリにて近隣より搬送される重篤者が発生した場合は、消防署との連携を図り迅速な対応に努めます。
- ⑤全市的な被災がある場合には、国や道、札幌市で設置される災害対策本部への協力体制を整えます。

上記①②③④⑤が発生したときに備え、連絡手順の確認を行いました。救急への連絡はありませんでしたが、最優先で救護や初動対応にあたるため情報共有を行いました。

2) 避難・誘導

- ①事前に影響が想定可能な台風接近時においては、防災気象情報等の収集を行い、強風で飛ばされる危険性のある看板等の撤去・固定、倒木・落枝が想定される区域への立入止などの強風対策を行います。
- ②建物で火災が発生した場合、常駐スタッフが利用者を迅速に屋外へ避難誘導します。
- ③丘珠藤木川・雁来新川・篠路新川の増水想定される場合には、札幌市河川管理課や札幌市農政部と連絡を密にし、当コンソーシアム構成団体の本部に速やかに連絡して支援要請を行い、被災を予防します。
- ④雷発生時には園内放送等により利用者に建物への一時避難を呼びかけるとともに、園内を巡回して利用者の避難誘導を迅速に行います。

上記、①②③④の避難・誘導については火災訓練を中心に、避難・誘導訓練を実施しました。また、害獣による避難・誘導については過去の経験を踏まえ、ホームページへの掲載・園内アナウンス・係員の誘導方法を共有しました。

3) 施設等の措置・復旧

- ①事故発生後は、被害の拡大・後発事故を防ぐために施設の使用中止・立入禁止など、適切な措置を講じます。また指定管理者で対応可能なものは、速やかに復旧、修理等を行います。主に冬期営業期間に屋根からの落雪によりさとらんどセンター入

口を封鎖し、雪下ろし作業を行い、安全利用に努めました。

- ②強風や降雪時に、倒木・枝折れ等があった場合、または、倒木の恐れのある場合に直ちに撤去・応急処置を行い、立入禁止のバリケードを設置しました。
- ③大規模な修繕・改修等が必要な場合においては札幌市と協議し、善後策を講じます。

4)被害拡大・二次災害の防止

- ①広域避難場所に指定されているさとらんどでは、災害発生時には救護活動のほか、施設の点検を行い、周辺住民の避難場所として札幌市及び管轄の警察署・消防署・病院等の関係機関と協力して安全の確保・被害拡大防止に努めます。
- ②台風・地震・降雪・洪水・落雷などにより被災した場合、スタッフの二次災害を発生させないよう気象状況や災害の収束状況を見極めて復旧措置・対応に当たります。
- ③災害の残存物による被害が生じないように、必要に応じて立入禁止措置を講じるほか、早期の利用回復に努めます。

上記①②③に対応するため、無線機を携帯し現場スタッフと情報収集にあたるセンターのスタッフで連携し、対応にあたります。

5)責任ある対応

施設内で負傷者等が発生した場合は、誠意と責任をもって負傷者への対応に当たるほか、損害賠償が必要な場合に、保険会社へ迅速に対応を行いました。

カ. 再発防止・対応改善対策

1)原因究明・検証

- ①事故発生後には、その原因を徹底的に究明・検証し、施設・設備・案内等を改善し、再発防止に努めました。
- ②災害収束後には連絡・対応・処置状況などを検証し、指針の修正、他機関との再調整を行い、最善の対応策を構築するよう努めました。
- ③札幌市への事故報告や被災状況報告を迅速に行います。また、横浜植木で情報共有と処置・結果の検証に用いている「事故報告書」をさとらんどで使用し、全スタッフへ情報を共有しました。他の管理公園・施設等での同様事故発生への抑制に努めるとともに、以降の災害発生時における被災軽減策・被災予防措置の改善に努めました。

2)履歴の蓄積

- ①施設・設備等において事故が発生した際には、破損箇所・修繕箇所などをデータベース化し、再発防止・災害抑制策及び効率的な管理・運営を行いました。
- ②自然災害等による被災状況・被災箇所なども上記と同様にデータベース化し、未然防止策・被害軽減策・災害に強い施設体制づくりに生かします。

4 事業計画及び実施に関する業務の実施内容

(1) 農業に関する体験学習の場を市民に提供する業務

ア. 収穫体験業務

1)実施内容

- ①市民に収穫の体験を通じて農業や土とのふれあい、親しむ機会と農業の楽しさや収穫の機会を提供しました。また、市内で栽培されている農作物を中心に提供し、札幌市の農業への市民理解の促進につながるよう進めました。
- ②ビニールハウスの作物に、QR コードの品種 POP を作成し、栽培のポイントなどを紹介し、農産物の情報発信をしました。
- ③栽培にあたって、減農薬、減化学肥料に努め、園内で製造した堆肥を活用しました。（そうか病対策として、ジャガイモへの畜産系の堆肥は使用を控えました。）
- ④連作障害防止のために、前作、後作として、葉物野菜やスイートコーン、ソルガムを栽培しました。
- ⑤定期的に、札幌市農業支援センターの実施している土壌診断を行い、経済的な施肥設計を行いました。
- ⑥手ごろな価格設定とし、開催期間中、気軽に寄って収穫いただけるように体験農園業務を進めました。
- ⑦栽培収穫・加工体験コーナーに作物の栄養、おすすめの調理法などを紹介、掲示しました。
- ⑧作物の栄養、おすすめの調理法については、札幌保健医療大学教授の荒川先生のアドバイスをいただきました。

2)実施状況

- ①実施方針を踏まえ、収穫体験を実施しました。

「体験農園」収穫体験

収穫体験日数は、5月～11月で139日間（対前年度比116％）

参加人数は、合計41,765人（対前年度比80％）

体験料金は、6,473,590円（対前年比89％）だった。

※別紙「体験農園 収穫体験結果一覧表」参照

体験日数は、前年度に比べ19日多くなった、参加人数は、前年度より10,000人程度減った。

年度	体験人数	体験日数	1 日当たり体験 人数	体験組数	1 組当たり人 数
2018 年	21,462 人	146 日間	147.0 人	14,546 組	1.5 人
2019 年	26,742 人	158 日間	169.3 人	14,055 組	1.9 人
2020 年	49,826 人	135 日間	369.0 人	19,196 組	2.6 人
2021 年	48,828 人	70 日間	697.5 人	16,532 組	3.0 人
2022 年	52,416 人	120 日間	436.8 人	20,336 組	2.6 人
2023 年	41,765 人	139 日間	300.8 人	19,806 組	2.1 人

5 月上旬の低温の影響で、エダマメの 1 回目播種したものが発芽できなく、土の中で腐り、播きなおしをして対応した。アスパラガスの除草が間に合わなくスギナ畑になりお客様に迷惑をかけた。

サツマイモの苗が本州の気温、サツマイモの病気等で予定品種の納品がない等の問題がありましたが、安納芋の収穫体験ができるとのことで、お客様も喜んで体験していただきました。

夏の猛暑のため、7 月、8 月の収穫体験者が減少したことや、トウモロコシの生長が早まり、予定していた収穫日より早まる結果になった。穂先が露出し正品として扱えないトウモロコシが多かった。来年度も、天候等を考慮して栽培していきます。

収穫体験参加者用スタンプカードは、好評につき今年度も引き続き実施した。500 円分の収穫体験で 1 ポイントスタンプを押す形でスタンプカードを 2,200 枚発行した。10 ポイント貯まると旬の農産物と交換した。223 枚のスタンプカードが交換対象となった。昨年度より 29 枚交換する参加者が減った。ポイントを意識して収穫体験をするお客様が多く、野菜詰め合わせや米と交換するお客様が目立った。来年度も引き続き実施する予定です。

減農薬・減化学肥料に努め、園内で発生する堆肥を活用して収穫体験を実施した。今後も園内発生の堆肥や円山動物園のゾウの堆肥、緑肥等の活用により土作りに努め、化学肥料や農薬を適切に使用して、環境への負荷を抑えた安全で安心な収穫体験を実施して行きたい。

「団体収穫体験」

今年度の団体収穫体験の参加団体数は 17 団体、368 人であった。前年度の 20 団体、734 人と比較すると団体数は 3 団体減少、参加人数は 366 人減少した。新型コロナウイルスの影響で団体での活動が大幅に増加したと考えられる。参加された団体は、放課後ディサービスなどの子ども達を主体とした団体が主であった。

今後とも児童ディサービスと連携し、農福連携事業のひとつとして対応してい

きたい。

来年度も引き続き、札幌市内の町内会、旅行会社、児童ディサービスなどに昨年度より多く「ご案内」を送付し、一人でも多くのお客様に「農」に触れ合う機会を提供していきたい。

※別紙「団体 収穫体験一覧表」参照

- ②体験にあたっては、札幌産野菜の特徴や栽培過程、栽培地域などを紹介し、市民理解につながる接客を行いました。
- ③札幌市の上承を得て、利用者から体験料金をいただきました。
- ④ 前作又は後作として、連作障害、病害虫の蓄積予防、栄養素欠乏防止の観点から、葉物野菜やスイートコーン、ソルガムなどを栽培します。
- ⑤ 実施時間は、5～6月は10時～12時、7月は13時～15時、8～10月は10時～15時とし、月曜日は定休日としました。
- ⑥ トマトは、ハウスと露地で同じ品種の作物を栽培する予定でしたが、場所が確保できず実施しておりません。
- ⑦ ジャガイモ、サツマイモなどはそれぞれ3品種以上栽培し、魅力ある体験メニューとしました。
ジャガイモ：ダンシャク、メイクイン、シャドークイーン
サツマイモ：なると金時、シルクスイート、紅あづま、安納
- ⑧ 玉ねぎは、伝統野菜「札幌黄」を中心に栽培し、丘珠。
- ⑨ アスパラは、グリーンと紫の種類のを露地栽培し、老化した株は更新し、新たな畑で育てました。
- ⑩ イチゴは、札幌市作出の登録品種「サトホロ」や四季成りを次年度より栽培し、手作り体験などで使用します。

イ. 栽培・収穫・加工体験業務

1)実施内容

- ①子どもや若い年代の家庭などに、播種や苗の植え付け、除草など、収穫までの過程を理解していただき、農業の楽しさを体験いただきました。
- ②農業のファンを増やす体験として、取り組みました。
- ③収穫した農作物が、畑から食卓までの一連の流れを体験していただくことができ、「食と農」の教育の観点から積極的に実施しました。
- ④素材の持つ新鮮さと美味しさ、味の違いなどの魅力を理解していただける内容としました。
- ⑤加工に際しては、調理法や栄養価について理解できるよう説明を行い、農作物の価

値を高めることにつなげました。

- ⑥栽培にあたっては、減農薬、減化学肥料に努め、園内で製造した堆肥を活用しました。

(そうか病対策として、ジャガイモへの未熟の堆肥は使用を控えました。)

- ⑦定期的に、札幌市農業支援センターの実施している土壌診断を行い、適正で、経済的な肥料設計を行いました。

2)実施状況

- ①利用者の農業理解が進むように、「栽培・収穫」、「収穫・加工」、「栽培・収穫・加工」の3種類の8コースを設定し、4月下旬～10月下旬に実施しました。
- ②親子でも楽しめるように、体験は5名1組を基本としました。参加総組数は、112組（令和4年度174組・対前年度比62組減）でした。
- ③播種、定植、除草、施肥、間引き、収穫、加工などの多様な工程を取り入れました。
- ④調理を伴う加工については調理室のスペースの広さの関係で定員を10組20名としました。
- ⑤前作又は後作として、連作障害、病害虫の蓄積予防、栄養素欠乏防止の観点から、葉物野菜やスイートコーン、ソルガムなどを栽培しました。
- ⑦ジャガイモの加工は、手づくりバターと合わせて行いました。
- ⑧玉ねぎは、伝統野菜「札幌黄」を栽培収穫を行いました。
- ⑨イチゴについては、実施しておりません。次年度以降検討します。
- ⑩切り花については、近郊農家の栽培状況を確認し、種類などを把握の上、令和6年から実施を検討します。
- ⑪小豆ともち米をセットにし、おはぎづくりのコースは次年度以降検討します。
- ⑫ハチミツは、新たに計画する養蜂「さとらんど HONEY PROJECT」にて実施を検討し、蜂蜜を利用したコースを計画します。

栽培収穫加工体験「うるち米コース」は、お客様の参加意識が高く全日程欠席者がいない年でした。栽培収穫体験「サツマイモ」「ジャガイモ」「タマネギ」コースは、タマネギコースのみ、収穫まで一度もこないで草だらけで収穫がないお客様が一組いました。

収穫加工体験の親子で収穫石窯焼きコース「夏野菜ピザ」「ジャガイモ」「トウモロコシ」「サツマイモ」は、トウモロコシコースのトウモロコシが予定していた圃場の物が猛暑で早まり、体験農園、子ども農園と色々な場所から収穫してもらうことになり、正品率が少なく大変な年でした。

来年度も猛暑になるかもしれないので、トウモロコシの日程調整が難しいことから、来年度以降トウモロコシコースは廃止にします。

今年度は、非常に多くの申し込みがあり、お客様の関心度が高くなっていることが伺えます。収穫体験に来るお客様も非常に増えて来ていることから、栽培収穫体験用の圃場確保が非常に難しくなってきました。

※別紙「栽培収穫加工体験・収穫加工体験・栽培収穫体験一覧表」参照

ウ. 学校教育等との連携

1) 実施方針

- ①小中学校と連携し、農作物を収穫し、戸外で調理して食べる体験を実施します。団体での農体験を行うことで、自然とのふれあい、土との触れ合いを通して、農作物への感謝、感動、共同作業による他者を敬う心が養われると考えられ、子どもたちの農業への理解が進むようにサポートいたします。
- ②体験学習の受入れは、毎年 25 校以上を目指します。札幌市農政部や札幌市教育委員会、利用を考えている学校と協議しながら、決めていきます。
- ③畑作物栽培区域には余裕があるため、小中学校だけでなく、幼稚園・保育園の参加も進めていきます。
- ④独自企画で、夏休みに小学生向けの「さとらんど子ども農業探検隊」を 3 日間程度開催し、札幌農業を知っていただくとともに、農作物（植物）や農業機械、最新の農業の面白いところ、作物の不思議なところを感じて、札幌の農作物、農業を好きになっていただきたいと考えています。また、札幌市農業支援センターの協力をお願いします。（令和 6 年度開催予定）※各種コースは、別紙の通りといたします。

2) 実施手法

①水田体験学習

- ・水田体験学習は、うるち米の田植えと稲刈り（はさがけ作業含む）の 2 日間といたします。体験期間は、5 月下旬の田植え、9 月中下旬の稲刈りを実施しました。
- ・収穫したうるち米は、後日精米して、学校へ引き渡しました。引き続き、希望がある場合には、稲の生育に関することなどの出前授業を行い、農業体験学習の総合的なサポートをいたします。
- ・受入れ校数は、今年度は、7 校が参加した。（令和 4 年度 9 校、対前年度比 2 校減）参加人数は、517 人でした。（令和 4 年度 510 人、対前年度比 7 人増）
- ・児童一人当たりの体験料金は 300 円とし、うるち米 600 g を渡しました。

今年度から、ソーシャルディスタンスをとらないで、田植え、稲刈りができました。水田体験学習は、準備、手直しに多大な時間を要するため今後の体験内容の見直し等を実施していかなければならない状況になってきている。

※別紙「水田体験学習一覧表」参照

②農業体験学習(子ども学習農園)

- ・収穫体験を終えた団体は、併設する野外炉、石窯において、「食と農のつながり」を意識して、調理活動を行っていただきます。野外炉、石窯の使用料金は、無料とします。
- ・受入れ学校数は、それぞれ 10 校といたします。

※加工体験用の貸出し備品として、

- ・鍋 10 ケ、フライパン 10 ケ、ダッチオーブン 10 ケを用意し、1 個 100 円にて貸出しします。
- ・炭 3 kg 600 円、薪 1 束（6～9 本）800 円、網 1 枚 150 円にて、販売します。
- ・加工調理に必要な野菜、その他の食材については、学校側と相談し、必要に応じて販売を検討します。

エ. 市民農園管理業務の実施方法

1)実施方針

都市の住民の方々がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培・高齢者の生きがいづくり、地域交流の場、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、野菜や花を育てることができるよう、市民農園の貸出しと栽培指導を行います。また、札幌市職員立ち合いの下、公平な抽選を実施しました。

農園は、減農薬、減化学肥料に努めるよう、利用者に促すとともに、基盤整備では、園内で製造した堆肥を活用しました。

2)実施状況

市民農園の募集方法は

・募集区画数	1 9 6 区画（1 区画 5 0 m ² ）
・料金	1 1, 0 0 0 円（条例のとおり）
・利用期間	4 月 2 9 日から 1 1 月 3 日まで
・利用時間	6 時から 1 9 時まで
・対象	札幌市民（世帯またはグループ）
・募集方法	公募（応募多数時は抽選による）
・申し込み方法	往復はがきによる
・申込期間	2 月 10 日から 3 月 3 日まで（消印有効）
・利用者の決定	3 月 7 日抽選会
・決定通知方法	往復はがきによる
・利用区画の決定	利用申請時の区画抽選くじにて決定
・使用承認申請	抽選会以降から先着順にて申請
・利用説明会	4 月 1、2、4 日
・広報、告知	案内チラシ配布（さとらんど、農政課区役所）、 プレスリリース、HP

市民農園応募者数と競争倍率

	令和3年	令和4年	令和5年
区画数	196	196	196
有効応募者数			
倍率	倍	倍	倍



市民農園を楽しむ親子

3)市民農園利用者へのサポートなど

- ①丘珠縄文遺跡体験学習館内の栽培相談室に土・日・祝日を中心に、栽培相談員を配置しました。
- ②利用者の栽培技術の支援のため、相談員を巡回し、指導・相談を行いました。
- ③農園スタッフは、全員栽培相談を行います。
- ④利便性の向上のため園芸資材、種子、苗の販売をセンターハウス、交流館及び苗ものの市にて行いました。苗の選択、種子選び、支柱、マルチ資材、農機具、肥料など畑や作物にあわせた園芸資材を用意しました。
- ⑤販売員は、初歩的な栽培相談を行いました。
- ⑥モデル農園（ポタジェなど）を整備し、利用者へ説明会など実施しました。

オ. 手づくり体験業務の実施報告

1)実施報告

- ①60 人まで入室できる農産加工室での団体受け入れ、主にソーセージ作り体験を実施した畜産加工室、30 人まで入室できる料理実習室を使用したバター作りなど、さとらんの施設を活用し、通年のバター作り、夏期営業期間のアイスクリーム作り・ソーセージ作り、冬休みからのミニパフェづくり体験を企画、実施しました。
 - ②夏期と冬期、平日と土曜日、日曜日、祝日は、来園者の数により開催頻度や体験内容を変更しながら実施しました。
 - ③さとらんど職員によるさとの講座は、食べ物の旬や季節感のあるピザづくり、肉まんづくり、もちづくり等、親子で参加できる講座を実施しました。
 - ④各実習室を有効に活用しました。
- ※講座内容は別紙の通りとします。

体験の様子



アイスクリーム作り



バターづくり



ミニパフェづくり

カ. 農業・畜産加工等の講座の実施報告

1)実施報告

- ①農畜産物等の加工技術を持った外部講師（農家、野菜ソムリエ、料理研究家、パティシエ、パン職人、ハーブ研究科など）又は内部講師により実施しました。
- ②収穫期の野菜保存法としての野菜を使った漬物講座、季節に合わせたそば打ち、さとらんど産大豆を使ったみそづくりなど食文化の伝承体験を計画したたくさんの方に参加していただきました。
- ③札幌産、札幌近郊産の旬の食材を使用し、野菜のスイーツ作りや地粉を使ってパンづくりなど実施しました。
- ④親子で手軽に安価で体験できる食育講座や夏休みパンづくり講座なども計画しました。
- ⑤正月飾りやつる植物のかご作りなど工芸講座も開催しました。

※講座内容は別紙の通りとします。

(2) 緑とふれあい、憩うことのできる場を市民に提供する業務

ア. パークゴルフ場

- 1)業務期間は条例に基づき、4月29日から11月3日までだが、11月4日・5日が土日となったことから、札幌市に許可を得て11月5日迄営業しました。使用時間は9時から17時までとしました。
- 2)料金は、大人300円、子供150円、高齢者200円とし、回数券、1日券を販売しました。親子、孫などの利用促進から、家族割引を行い、通常料金から50円割り引きとしました。
- 3)コースの整備については4月エアレーションと目砂を実施し毎月施肥を実施しました。営業前及び営業後に施設の点検等を実施しました。夜間と早朝に薬剤散布を実施常に3コースを使用出来るよう維持管理に努めました。
- 4)始業前および始業後に、コースおよび付帯施設の安全点検・維持管理を行いました。
- 5)定期的に、芝生の補修、排水施設の泥上げ、ホールカップ周りの補修、防球ネットの補修、低木の刈込などを行いました。
- 6)芝生の病虫害対策（コガネムシ、さび病、ブラウンパッチなど）に努めました。
- 7)ボールが当たる、振ったクラブが当たるなどの事故を未然に防ぐため、利用時の注意事項を伝え、安全対策を行いました。
- 8)有料でクラブとボールの貸出しを行いました。
- 9)体育の日（10月の第2月曜日）は、コース使用料を無料とし、貸しクラブ代を徴収しました。
- 10)パークゴルフの交流大会（年計4回）を開催しました。
横浜植木杯・JFEテクノス杯を6月・7月・8月・9月の計4回開催
- 11)障がい者の利用は、無料としました。

4月29日～11月5日迄の利用者数は9,010人。前年度（令和4年度9,659人）に比べて649人（約9%）減少した。減少の理由は、6月・7月・8月・9月の猛暑が続いたことが原因と思われる。

イ. SLバス

- 1)SLバス土日2台、平日1台の運行と車両管理を行いました。
- 2)業務期間は4月29日から11月5日まで、運行時間は10時から16時まで実施しました。
- 3)土日、祝日、学校の長期休み期間は、15分間隔で運行し12時から13時はお昼休みとしました。ただし、6月中旬より利用者の利便性向上のため土日祭日限定で12時～13時についても休みなくSLバスを運行しました。
- 4)平日は、30分間隔で運行し、12時から13時はお昼休みとしました。
- 5)運行経路は、さとらんどセンター前、体験農園前、交流館前、体験学習館前、さとらんどセンター前の4つの停留所です。

- 6)料金は、大人 300 円、子供 150 円を徴収しました。
- 7)運行前点検、運行後の点検を実施し、運転日報を記録・保管しております。
- 9)4月初旬には、車両の定期点検を行いました。
- 10)運転は、極力、大型2種免許保有者としました。

営業期間中の利用者数は 55,649 人。令和4年度(44,145 人)に比べ、11,504 人(約 126%)増加した。増加の理由は、新設された木製遊具の開放とイベントの開催回数の拡大と昼の運行が増加の要因となったと思われる。

ウ. 引き馬

- 1)業務期間は4月29日から11月5日までとしました。
- 2)引き馬は、札幌市所有の1頭とリース3頭にて運行しました。
詳細は牧場内パドックにて市所有の北海道和種(さくら)とリース馬の北海道和種(千春)木曾馬(こかげ)の2頭、指定管理者導入の日本乗馬系種(ユメ)の計4頭で引き馬を実施しました。
- 3)馬の体調を考慮した運行計画を実施しました。
- 4)運行は、10時30分から11時30分、13時30分から16時の2回に分けて行いました。(1周5分程度)
- 5)料金は大人500円、子供200円を徴収しました。
- 6)馬は、4月に獣医による定期健康診断を行いました。

4頭になり高齢の馬を休ませる時間を長く出来スムーズに運用ができた。4月29日～11月5日迄、悪天候の日を除き、毎日実施した。馬の体調等を把握しながら適切に安全に留意して実施し、重大な事故も無く終了することが出来ました。夏季営業期間中の利用者数は7,221人で、令和4年度6,823人に比べ増加(10%増)した。馬の体調に問題もなく安堵している。

エ. 馬車

- 1)業務期間は4月29日から11月5日まで、祝日を除く月曜日は定休日としました。
- 2)馬車は、札幌市所有の1頭とリース1頭にて運行しました。
詳細は市所有の備品の日本ばん系種(レーブ)1頭と指定管理者導入の日本晩系種(コリーナ)1頭の計2頭運行、日本ばん系種(コリーナ)は4月7日にさとらんどに入り調教を重ね、4月29日の夏季営業から運行を開始し2頭の交互運行ができるようになりました。
- 3)運行は、10時30分から11時30分、14時30分から15時30分の2回に分けて行いました。(1周15分程度)
- 4)料金は大人400円、子供200円を徴収しました。
- 5)馬は、4月に獣医による定期健康診断を行いました。

2頭の体調等を把握しながら適切にかつ園内の利用者の安全に留意して運行し、事故無く運行を終了することができた。夏季営業期間中の乗客数は9,069人で、令和4年度(8,894人)に比べ増加(10%増)しました。

オ. レンタサイクル

- 1)業務期間は4月29日から11月5日まで、運行時間は9時から16時まで実施しました。
- 2)料金は普通車1台1時間100円、特殊車(4輪自転車)1台1時間300円です。
- 3)貸し出し前に点検整備と注意事項を説明し、利用者の安全利用に努めました。

夏期営業期間開始前に総合整備点検を実施(4月1日に自転車安全整備店の自転車安全整備士により、全自転車の点検を実施)した他、整備不良による事故のない様にブレーキ、車軸、空気圧等、毎日、始業前に時間をかけて点検し、万全の整備を心掛けるなど、点検整備に努めた。また、貸し出し時、お客様に安全運転について注意事項を説明し、安全利用を呼び掛けるとともに禁止事項や貸自転車であることが一目でわかる「レンタル中」のステッカーを取り付けた。

待ち時間が発生した場合には待ち時間を活用して坂道でのスピードの過激な防止や園内を通行するSLバス・馬車との接触防止等について注意を呼びかける等の安全対策を実施した。2輪車40台について、営業開始前に傷害賠償・賠償責任補償等が付いた自転車向け保険(TSマーク)の点検整備を実施し、保険加入合わせて2輪車用のヘルメットを貸し出して安全に配慮して貸し出しを行った。

夏季営業期間中の利用者数は22,148人で令和4年度(22,259人)とほぼ横ばいとなりました。

。

カ. 炊事広場

- 1)業務期間は4月29日から11月5日まで、利用時間は9時から16時まで実施しました。
- 2)業務開始前には、広場の清掃を完了し利用いただきました。
- 3)終了時に、火の元を確認し清掃しました。
- 4)広場内の仮設売店にて、利用者の利便性向上のため、肉、野菜、網、炭などの販売を委託し販売しました。
- 5)広場内の日陰の無い箇所には必要に応じて、植樹を進めています。

令和5年度は、炊事広場利用者が第5駐車場の外で開放時間まで待機しており交通障害が発生、通行する方より危険との苦情が発生したことから第5駐車場と炊事広場の間に仮設の門扉を設置し8時に第5駐車場を開放し駐車場で開園時間まで待っていただくように安全対策を行った。炊事広場では定期的に巡回し利用者が増えすぎて芝生の上やエリア外にはみだして利用したり、不法投棄されたゴミをカラスが荒らす等の問題が発生していることから利用者に対し都度声がけを実施、ごみの持ち帰り案内

と荷物を置いて離れないように呼びかけを実施、場所取り行為は多く特に土日祭日は多く常駐警備員と職員で場所取り行為を行う方々に対し開放時間まで時間までゲートの外で待っていただくよう注意指導を行った。利用者の動向に留意し、適切かつ効果的に利用して頂くための配慮が求められると思われる。

(3) 農業者と消費者の交流の場を提供する業務

ア. ファーマーズマーケット事業

- 1)市内およびさっぽろ連携中枢都市圏の農家に農畜産物の直売を行う場所を提供し生産者が消費者に相對販売した。
- 2)ファーマーズマーケットの名称を「丘珠まるしえ」へ変更し、既存の事業と「丘珠あおぞら市」を合流させ実施した。
- 3)「地産地消」の推進を図るため、札幌近郊の農家が對面販売した。
- 4)開催日は土、日、祝日とし、場所は、さとらんどセンター前、さとらんど交流館等で開催した。
- 5)冬期間は、さとらんどセンター内ホールにて開催した。
- 6)出店者には、お店の看板（地域名も）、テーブル、椅子、テントを設営した。
- 7)今までのファーマーズマーケット会員については、今年も引き続き登録していただき、札幌圏の農業協同組合やさっぽろ連携中枢都市圏の市町村の農業委員会に登録されている農業者など新規会員募集をホームページ等で案内した。
- 8)ファーマーズマーケットの会員に対しては、さとらんどのHPやイベントのチラシ、SNSなどで紹介し、消費者との交流を推進した。

イ. さとらんど市場

- 1)札幌市やさっぽろ連携中枢都市圏の市町村の農産物の提供や販売を通じて、札幌市民が札幌近郊の農産物への理解を深める取組みとして行います。
- 2)夏期営業期間中にさとらんど交流館内において、札幌伝統野菜の紹介映像をサイネージを使い、PRしました。
- 3)農産物の旬を味わえるように、毎週、地元の農産物をそろえ、「地産地消」に係る販売情報をSNSを中心に活用し発信しました。
- 4)旬の農産物にあわせた野菜や珍しい野菜を取り扱い、スーパーマーケットとの差別化を図りました。
- 5)おすすめカード（ポップ）は、野菜の名、価格に加えて、産地、野菜の特徴を記載しました。
- 6)催事のテーマや旬の農産物にあわせて、レシピを作成し、配架しました。
- 7)交流館内に、さとらんどカフェコーナーを設け、コーヒーやお茶、軽食等を提供しました。
- 8)「さっぽろとれたてっこ」やさっぽろ連携中枢都市圏の市町村の農業者と連携し、販売を行いました。